

年度 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

指定番号	
------	--

※ 個人事業主の場合、個人番号の記入の必要はありません。

石井町長 殿 令和 年 月 日 提出	申請者	氏 名 (名称)	所在地		法 人 番 号 (※ 注 意)								
		この申請に 応答する者の係 及び氏名並び に 電 話 番 号			課 係 氏 名 電 話 () 局 番								
	事業種目			受 給 者 総 人 員	名	給 与 支 払 の 方法及び期日	日 給 月 給		日 払				
	石井町税条例第 4 6 条の 2 の規定による特別徴収税額の特例について承認を申請します。												
特別徴収税額の納期の特例の制度について 1. この特例の適用を受けることができる徴収義務者は、以前から給与所得の支払いを受ける者の人数が、常時 10 人未満である徴収義務者です。 (注) 「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があ るような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満である場合に該当します。 2. 1 に該当する徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。 3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得から特別徴収した町県民税額は、それぞれ次に 掲げる期間までに納付することになります。 6 月から 11 月までの支給分 12 月から翌年の 5 月までの支給分 12 月 10 日まで 翌年 6 月 10 日まで (ただし、土、日、祝日の場合は、翌営業日) 4. 納期の特例について承認を受けていた者は、以前から給与所得の支払いを受ける者が、常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞な く町長に届け出なければなりません。 ◎ 滞納や著しい納付遅延があるような者については、その特例の承認をうけられないことがあります。 また、この承認を受けても、納付を遅延した場合、この承認を取り消されることがあります。													